トータルコンサルティング業務委託基本契約書

(以下「委託者」という。)と

AXIS 株式会社 (以下「受託者」という。)とは、

次のとおりトータルコンサルティング業務委託基本契約(以下「本契約」という。) を締結 する。

第1条(委託業務の内容)

- 1 委託者は、以下のコンサルティング業務(以下「本業務」という。)を受託者に委託し、受託者はこれを受託し提供する。
 - (1) 集客方法とスキーム
 - (2) 物販ノウハウとスキーム
 - (3) 税務について
 - (4) 法務について
 - (5) その他上記各号に付随する業務
 - (6) 退職に伴う申請について
- 2 委託者は、前項に基づく受託者による提案の採否は自らの責任で行うものとし、受託者は提案内容に 関し、一切の保証および責任を負わないことを確認する。
- 3 受託者は、本件業務の遂行場所を自由に決定することができる。
- 4 受託者は、本業務を誠実に履行し、委託者のために尽力するものとする。
- 5 委託者は事業に供する目的で本契約(トータルコンサルティング業務委託基本契約書)を結び、 委託者が事業を発展させるために受託者はサポートを行う。

第2条(個別契約)

- 1 本契約に定める諸条項は、本契約の有効期間中に、本契約に基づいて委託者と受託者との間で締結される契約(以下「個別契約」という。)にも適用される。
- 2 個別契約の条項と本契約に定める条項とが矛盾する場合は、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。

第3条(善管注意義務)

受託者は、本件業務を善良な管理者の注意をもって行うこととし、委託者及び受託者は、相互に信用を 傷つける行為を一切行わない。

第4条(報酬)

- 1 本契約に基づく受託者の報酬は、<u>金47万5200円(税込)</u>とする。
- 2 委託者は、本契約締結後1週間以内に、前項の金員を、受託者が指定する以下の預金口座に振り込む 方法により支払う。ただし、振込手数料は委託者の負担とする。

振込先: PayPay 銀行 ビジネス営業部

4779220 普通アクシス (カ

3 委託者が、前項の金員の支払を怠ったときは、受託者に対し、年 14.6%(年 365 日の日割計算)による遅延損害金を支払う。

第5条(通知義務)

委託者及び受託者は、以下の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対し、予めその旨を書面 (電子メール等の電磁的方法を含む。以下「書面等」という。) にて通知しなければならない。

- ① 住所又は所在地が移転したとき
- ② 委託者の勤務地に変更が生じたとき
- ③ 氏名、名称又は商号に変更が生じたとき
- ④ 第4条第2項に規定する受託者の口座が変更したとき
- ⑤ 代表者に変更が生じたとき
- ⑥ 本契約書に署名する連絡先電話番号に変更が生じたとき

第6条(再委託)

受託者は、委託者の承諾を得ることなく、本件業務の全部又は一部を委託者の承諾を得ることなく第三者に再委託することができる。この場合、受託者は、委託者に対し、当該第三者の選任及び監督に関しての責任を負うものとする。

第7条(相殺)

受託者は、本契約、個別契約その他の委託者と受託者の間で締結された契約に基づき受託者が委託者に対して負担する債務と、本契約、個別契約その他の委託者と受託者の間で締結された契約に基づき受託者が委託者に対して有する債権とを、その債権債務の履行期限如何にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺することができる。

第8条(秘密保持)

- 1 委託者及び受託者は、本契約有効期間中及び本契約終了後2年間は、本契約又は個別契約の締結及び履行に関して開示を受けた他の当事者の秘密情報(本契約のため委託者及び受託者が相手方に開示する技術上、営業上における一切の情報)を、法令に基づき適正に管理しなくてはならない。
- 2 本契約の当事者は、本契約又は個別契約の締結及び履行に関して開示を受けた他の当事者の秘密情報 及び個人情報を履行以外の目的で使用し、若しくは、第三者に漏洩・開示又は公表してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める情報は、秘密情報に当たらないものとする。
 - ① 開示を受けた時に既に保有していた情報
 - ② 開示を受けた時に既に公知であった情報
 - ③ 開示を受けた後に受領者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的 に入手した情報
 - ⑤ 開示された情報によらず受領者が独自に開発した情報
 - ⑥ 法令又は裁判所もしくは政府機関の命令、要求又は要請に基づき、開示する情報

第9条(成果物)

- 1 受託者が本業務遂行にあたり作成して委託者に提供する情報、ノウハウ、方法、スキーム、書面(以下「成果物」という)及びそれに関連するものの著作権、その他の知的財産権は、すべて受託者に属するものとする。
- 2 受託者は委託者に対し、委託者の事業活動に必要な範囲でのみ、成果物を使用することを許諾する。

第10条 (第三者の権利侵害)

受託者は、委託業務の実施に際し、その成果物の作成方法について、第三者が有する特許権等の産業財産権、著作権及びその他一切の権利にも抵触しないよう留意するとともに、万一、抵触の問題が発生し、又は発生するおそれのある場合には、その旨を委託者に通知し、当該問題を双方協力の上、解決を努力するものとする。但し、当該問題が委託者の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。

第11条(契約解除)

1 委託者又は受託者において下記各号の一つに該当したときは、相手方は何らの催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 故意又は過失により本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を求められたにもかかわらず 是正を行わないとき
- (2) 手形、小切手を不渡にする等支払停止の状態に陥ったとき
- (3) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続き申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき
- (5) その他、委託者が社会的信用を失墜し又はそのおそれがあり、本契約を存続しがたいと受託者が認めたとき
- 2 受託者が、前項に基づき本契約を解除する場合、委託者は、第4条第1項に規定する報酬金の返還を 求めることができない。

第12条(契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日より3年間とする。 ただし、期間満了の3か月前までに委託者及 び受託者の双方から書面(電子メール等の電磁的方法を含む。)による何らの意思表示がなされない場 合、同一条件で3年間更新され、以後も同様とする。
- 2 前項の規定により本契約が終了した場合であっても、当該終了時点において有効に存続する個別契約 については、当該個別契約の有効期間中、本契約の各条項がなお有効に当該個別契約に適用されるもの とする。

第13条(反社会的勢力の排除)

- 1 委託者及び受託者は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約する。
- (1) 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や

詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」という。)でないこと。

- (2) 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。
- (5) 役員等が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
- (6) 自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、詐欺的手法を用いあるいは脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- 2 委託者又は受託者は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項の規定に違反した場合、事前に通知することなく、本契約を解除することができる。この場合、相手方に損害が生じても、これを一切賠償することを要しない。
- 3 委託者又は受託者は、相手方が第1項に違反したことにより損害を被ったときは、相手方に対し、その一切の損害の賠償を請求することができる。

第14条(損害賠償責任)

委託者又は受託者が、故意又は過失によって本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、相手方に 現実に生じた直接かつ通常の損害の範囲でこれを賠償する責を負う。なお、この場合における賠償額は、 第4条第1項に規定する報酬額の5年分を上限とする。

第15条(存続条項)

第8条(秘密保持)、第12条(契約期間)、第14条(損害賠償責任)、本条及び第16条(管轄)は、本契約が終了した後もなお効力を有する。

第16条(管轄)

本契約に起因又は関連して生じた一切の紛争については、訴額に応じ、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁 判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条 (信義誠実の原則)

本契約に定めのない事項又は本契約の履行につき疑義が生じた場合には、双方が誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。

本契約締結し成立した証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上それぞれその1通を保有する。 もしくは、本書の電磁的記録を作成し、委託者および受託者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的 記録を保管する。

契約日

委託者

住所及び所在地

氏名

連絡先

受託者

住所及び所在地 大阪府門真市沖町 17-22

氏名 AXIS 株式会社 代表取締役 石田 敏彦

連絡先 070-4007-8394

